

平成二十八年熊本地震による被災住宅の公費解体等への自衛隊の活用に関する質問主意書  
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十八年十一月十七日

藤末健三

参議院議長伊達忠一殿



平成二十八年熊本地震による被災住宅の公費解体等への自衛隊の活用に関する質問主意書

平成二十八年熊本地震で被災した住宅の公費による解体・撤去（以下「被災住宅の公費解体等」という。）については、一軒当たり三週間かかる場合があるとのことである。熊本県災害廃棄物処理実行計画では、災害廃棄物の処理期間について、損壊家屋の解体・撤去の進捗等を踏まえ適宜見直すこととしているもの、発災後、二年以内の処理終了を目指としている。

しかしながら、「終了目標には、とても間に合わない。全て終了するには、三年以上かかる。」との声が聞かれている。

このような中、被災住宅の公費解体等を加速化するためには、自衛隊の活用が有用であると考える。自衛隊については、災害派遣が実施されたほか、災害廃棄物の収集作業等にも協力したことは承知している。被災住宅の公費解体等についても、自衛隊を活用することはできないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

